

令和２年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人福島大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第百号。以下「法律」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和２年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

１．令和２年度の経緯

令和２年度については、同年４月１日国立大学法人福島大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

２．調達実績の概要

（１）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和２年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」及び「令和２年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」のとおりである。

調達方針において、調達総量に対する基本方針の判断の基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて１００％を調達目標とした。

（２）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

（３）当該年度調達実績に関する評価

令和２年度においては、当初の年度調達目標を達成していると認められる。

令和３年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。